

神戸市小児慢性特定疾病

受付印

重症患者認定申告書

受診者	フリガナ 氏 名						
	受給者番号						
	疾病名						

重症患者認定基準に該当する障害の長期継続の状態（裏面基準の状態）			
基準①	該当するものに○	基準②	該当するものに○
眼		悪性新生物	
聴器		慢性腎疾患	
上肢		慢性呼吸器疾患	
下肢		慢性心疾患	
体幹・脊柱		先天性代謝異常	
肢体の機能		神経・筋疾患	
		慢性消化器疾患	
		染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	
		皮膚疾患	
		骨系統疾患	
		脈管系疾患	
当該疾病名記載の 1・2 級身体障害者手帳		有 ・ 無	

（申請上の注意）

- 1. 障害等の状態について、裏面の基準を参考に、主治医と相談の上、該当する基準①または②のいずれかに○印を記載ください。
- 2. 医療意見書の添付が必要です。身体障害者手帳の写しなどの提出を求めることがあります。
- 3. 重症者認定は、本申告書を受理した日の属する月の翌月 1 日からとなります。
新規申請と同時に申請を行う場合は、受理日からとなります。
- 4. 人工呼吸器等を装着している場合は、別途「人工呼吸器等装着者申請時添付証明書」が必要です。

高額かつ長期	小児慢性特定疾病医療費の支給開始後、小児慢性特定疾病にかかる医療費総額が 50,000 円を超えた月数が年 6 回以上ある場合						該当すれば○
該当月 申請月から 12 か月以内	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	
	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	
添付書類	・ 自己負担限度額管理票（または指定医療機関が発行する領収証の写し） ※医療費総額 50,000 円に入院時の食事療養費及び生活療養費は含みません。						

上記のとおり、重症患者の認定を申請します。（申請者）※受診者が 18 歳以上の場合は本人氏名	
氏 名	
令和 年 月 日	受診者との続柄（ ）
	住 所 〒
神戸市長 宛	
	電話番号（ ）

別表 1

小児慢性特定疾病重症患者認定基準

- ① すべての疾病に関して、次に掲げる症状の状態のうち、1 つ以上がおおむね 6 か月以上継続する（小児慢性特定疾病に起因するものに限る）と認められる場合

対象部位	症状の状態
眼	眼の機能に著しい障害を有するもの（視力の良い方の眼の視力が 0.03 以下のもの又は視力の良い方の眼の視力が 0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの）
聴器	聴覚機能に著しい障害を有するもの（両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの）
上肢	両上肢の機能に著しい障害を有するもの（両上肢の用を全く廃したもの）
	両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの（両上肢の全ての指を基部から欠いているもの又は両上肢の全ての指の機能を全く廃したもの）
	一上肢の機能に著しい障害を有するもの（一上肢を上腕の 2 分の 1 以上で欠くもの又は一上肢の用を全く廃したもの）
下肢	両下肢の機能に著しい障害を有するもの（両下肢の用を全く廃したもの）
	両下肢を足関節以上で欠くもの
体幹・脊柱	1 歳以上の児童において、体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの（1 歳以上の児童において、腰掛け、正座、あぐら若しくは横座りのいずれもができないもの又は、臥位若しくは座位から自力のみでは立ち上がれず、他人、柱、杖、その他の器物の介護若しくは補助によりはじめて立ち上がることができる程度の障害を有するもの）
肢体の機能	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、この表の他の項（眼の項及び聴器の項を除く。）の症状の状態と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの（一上肢及び一下肢の用を全く廃したもの又は四肢の機能に相当程度の障害を残すもの）

- ② ①に該当しない場合であって、次に掲げる治療状況等の状態にあると認められる場合

疾患群	治療状況等の状態
悪性新生物	転移又は再発があり、濃厚な治療を行っているもの
慢性腎疾患	血液透析又は腹膜透析（CAPD（持続携帯腹膜透析）を含む。）を行っているもの
慢性呼吸器疾患	気管切開管理又は挿管を行っているもの
慢性心疾患	人工呼吸管理又は酸素療法を行っているもの
先天性代謝異常	発達指数若しくは知能指数が 20 以下であるもの又は 1 歳以上の児童において、寝たきりのもの
神経・筋疾患	発達指数若しくは知能指数が 20 以下であるもの又は 1 歳以上の児童において、寝たきりのもの
慢性消化器疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの、3 月以上常時中心静脈栄養を必要としているもの又は肝不全状態にあるもの
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	この表の他の項の治療状況等の状態に該当するもの
皮膚疾患	発達指数若しくは知能指数が 20 以下であるもの又は 1 歳以上の児童において寝たきりのもの
骨系統疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの又は 1 歳以上の児童において寝たきりのもの
脈管系疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの又は 1 歳以上の児童において寝たきりのもの